

緊急事態宣言期間（7月12日から8月22日まで）の  
健康福祉部所管の施設及び事業について

【テンミリオンハウス事業】

○利用者数を制限し、感染防止対策を十分講じた上で、引き続き実施する。

【いきいきサロン事業】

○利用者数を制限し、感染防止対策を十分講じた上で、引き続き実施する。

【レモンキャブ事業】

○通院等で他の交通手段をとることが困難なかに限定した特例運行を引き続き実施する。

【高齢者総合センター（社会活動センター講座）】

○利用者数を制限し、感染防止対策を十分講じた上で、引き続き実施する。

【浴場開放事業（不老体操）】

○利用者数を制限し、感染防止対策を十分講じた上で、引き続き実施する。

【障害者福祉センター】

○夜間の施設貸出（18時～21時）は、引き続き中止する。